

## 令和 3 年度事業構築における各取組の説明

令和 3 年度に実施予定の主な取組内容について、その説明を以下に記載しております。

各委員からいただいた御意見につきましては、予算要求に反映できるよう努めてまいります。一方、本市の厳しい財政状況等もあることから、査定結果によっては反映できない場合があることをあらかじめ御理解ください。

### ①

#### ○ごみの減量・資源化の推進

##### ■生ごみの減量・資源化の取組

食品ロスの発生要因ごとの対策として、料理のプロによる「食品の保存方法」「レシピ」「調理テクニック」を紹介する動画の配信により、家庭からの食品ロスに対する効果的な発生抑制方法を広く周知していきます。

また、宴会での食べ残し対策として、着席して料理を楽しむ時間を設定する、いわゆる「3010運動」の実施や飲食店へのPOP（三角柱・うちわ）の設置・配布により宴会での食品ロス削減につなげていきます。

#### ○2R（発生抑制，再使用）の強化

##### ■子どもや子育て世代に向けた2R体験イベントの実施

子ども・子育て世代を中心に2Rに関する意識の定着を図るため、「あさひかわエコカーニバル」を開催するほか、その他の環境イベントにおいても「おもちゃの修理屋さん」「おもちゃのくるくる広場」など体験イベントを実施していきます。

##### ■事業系ごみの減量・資源化の推進

2R等に取り組む事業所を「エコショップ」と認定し、その活動をホームページ等で広く周知することにより、事業者への2R取組の促進、市民の2Rに対する意識の醸成を図るほか、事業系古紙回収協力店についても広く周知を行い、事業系古紙の減量・資源化を促進していきます。

##### ■SNS等を活用した普及啓発活動の実施

これまで、各種イベント等においてパネル展示を実施してきましたが、より広く市民に伝える手段として、市公式ホームページのほか、Facebookなどのソーシャルメディアを積極的に活用して普及啓発活動を行うものです。

## ○一般廃棄物の基礎データの更新

### ■一般廃棄物組成等調査の実施

一般廃棄物組成等調査とは、ごみの分別区分ごとの排出内訳や異物の混入割合等を調査するとともに、将来のごみ排出量を予測するものであり、効果的なごみ減量化施策の立案や適正なごみ処理施設規模等の設定の指標となるものです。

本市は家庭ごみの同調査を平成26年度、事業系ごみの同調査を平成27年度に実施していますが、一定程度年数が経過しており、ごみの組成等の傾向が変化していることが予想されるため、このタイミングでの実施を予定しています。

なお、本調査のうち家庭ごみについては令和2年度に実施予定でしたが新型コロナウイルス感染症等の影響により一旦延期とし、令和3年度に事業系ごみを含め一括して実施するものです。

## ○安定したごみ収集運搬体制の維持

ごみステーションからの家庭ごみ収集は、昨年度までと同様、委託による収集体制を継続し、安定的なごみ処理体制を維持していきます。

---

## ②

## ○次期処理施設の整備・検討

### ■次期缶・びん等資源物中間処理施設

・これまでの事業の経過や今後の事業方針の詳細については、今回の書面会議の報告事項「缶・びん等資源物中間処理施設整備・運営事業の経過及び今後の事業方針について」で御確認いただきます。

※基本計画（案）のパブリックコメントに際してのお願い

・基本計画（案）は12月25日（金）～1月29日（金）の期間でパブリックコメントを予定しています。

・パブリックコメントの開始に合わせて、本審議会の各委員に対して基本計画（案）、意見書様式等を送付しますので、計画案にお目通しいただき、御意見等をお寄せいただけますと幸いです。

### ■次期清掃工場、次期最終処分場

[現状と課題]

(ごみ処理システム<sup>\*1</sup>の再検討について)

・既存の電力系統は空き容量が不足していることから、次期清掃工場や次期最終処分場の基本構想<sup>\*2</sup>で見込んでいた、売電収入を得ることが難しいという状況を踏まえて、新設の条件の見直しや近文清掃工場の再延命化<sup>\*3</sup>、破碎・選別処理施設<sup>\*4</sup>の導入の可否も含

め、実現できるごみ処理システムの再検討を実施し、施設整備の方向性を整理しているところ です。

[令和3年度の主な取組内容]

・令和2年度に整理した施設整備の方向性に沿って、取り組みを進めていきます。

※1 ごみの排出から焼却処理、資源化などの中間処理施設を経て、最終処分に至るまでの工程

※2 旭川市清掃工場整備基本構想（平成31年4月策定）  
旭川市最終処分場整備基本構想（平成29年6月策定）

※3 施設の長寿命化・延命化を図るために実施する、重要設備や機器を更新する大規模な改良工事（概ね10～15年ごとに実施）。近文清掃工場では平成25～28年に延命化工事を実施し、約10年間の延命化を図ったところであり、次期清掃工場を新設しない場合は、この延命化工事を再度、実施する必要がある。

※4 現在直接埋立している燃やせないごみや粗大ごみについて、細かく砕いて、金属類などの資源物、木質類やプラスチック類などの可燃物、ガラスや陶器などの不燃物に選別する施設

○現処理施設の維持管理（次期処理施設を整備するまで適切な維持管理）

各処理施設を更新年度まで安定的に使用するため、施設保全計画等に基づき、必要な改修等を行ってまいります。

---

### ③

○合併処理浄化槽設置の推進

公共下水道及び農業集落排水の処理区域外において、個人の専用住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して設置費用の一部を補助するなど、汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、これにより、公共用水域の水質汚濁防止と公衆衛生の向上を図ります。

○安定したし尿処理体制の維持

し尿の適正処理のため、機材設備や人員、技術等を備えた委託業者によるし尿の収集運搬業務の実施、行事やイベントへの移動式公衆便所の貸出、環境センターの施設保全計画に基づく改修などを通じ、安定したし尿処理体制の維持に努めます。

---

## ④

### ○市民主体の地域美化の推進

#### ■地域活動の推進

春と秋に清掃強化期間に合わせて、「ポイ捨て禁止運動街頭啓発及びごみ拾い」を実施するほか、地域の自主的な清掃活動をサポートするために、地域清掃ごみ袋を交付するなど、市民との協働による快適な生活環境の実現を目指していくものです。

#### ■ごみステーション環境整備

生活環境の保全のため、地域のリーダーとして、市民と市のパイプ役として活動していただく「ごみ適正排出協力員制度」を継続し、町内会等と市が連携し、分別・適正排出が徹底されたごみステーションの実現など、地域環境の美化推進を図っていくものです。

### ○不法投棄防止の強化

#### ■監視強化による投棄抑制

不法投棄の発見件数が横ばいで推移していることから、件数減少への取組として、ヘリコプターからの監視や車両パトロール、ボランティア協力員による監視強化のほか、監視カメラの設置により不法投棄を抑制していきます。

#### ■早期回収による拡大防止

監視強化に併せた取組として、不法投棄が発見された場合においては、廃棄物を早期に回収することで更なる投棄の抑制や拡大の防止に努めてまいります。